

platform ZUSHI BIZ 規約

2019年（令和元年）10月25日

（名称）

第1条 本会は、「platform ZUSHI BIZ」と称します。

（目的）

第2条 本会は、多様な事業者などが参加し、意見交換やネットワークを構築することにより、逗子市内において新たなビジネスの実現に向けた取組を推進し、逗子市のビジネスの活性化に資することを目的とします。

（設置）

第3条 本会は、逗子市長（以下「市長」といいます。）が設置します。

（会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、本規約を順守する次の各号のいずれかに該当する会員をもって組織します。

(1) 逗子市内でビジネスとして事業活動を行っている、又は行う予定の事業者

(2) 大学等研究機関

(3) (1)又は(2)に属する個人

2 本会への入会を希望する者は、必要事項を市長に届け出るものとします。

3 会員は、書面により届け出て退会することができます。

4 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員を除名することができます。

(1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき。

(2) 会員が活動を停止したとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

(4) 他の会員の活動に損害を与える、又は与える可能性が著しく高いとき。

(5) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

5 会員の所属、連絡先等は会員間で共有し、第2条の目的のために適切に利用するものとします。

（機能）

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる機能を有します。

(1) 行政ニーズ及び地域ニーズの共有

(2) 行政データの開示

(3) 会員間での意見やアイデアの交換

(4) 会員間のネットワークの構築

(5) 会員シーズの活用についての検討

- (6) 事業化に向けた体制構築についての検討
- (7) その他逗子市内における新たなビジネスの実現に資する検討

(活動の精神)

第6条 会員は、次の精神をもって活動することとします。

- (1) 会員相互の尊重を前提に、自主的に活動することとします。
- (2) 新たなビジネスの実現に向けて、互いにアイデアを積極的に出し合うこととします。
- (3) 行政及び他の会員のシーズを貴重な資源として積極的に活用することとします。
- (4) 地域に活力と豊かさを創出することを意識することとします。

(全体ミーティング)

第7条 全体ミーティングは、会員の意見交換等の場として、市長が開催し運営します。

- 2 会員は、全体ミーティングの開催を市長に求めることができます。

(ワーキンググループ)

第8条 活動の必要に応じて、会員は自主的にワーキンググループの設置を提案し、組織することができます。

- 2 ワーキンググループの運営は、参加する会員が自主的に行います。
- 3 ワーキンググループを設置したときは、市長に報告することとします。
- 4 ワーキンググループは、その活動状況について市長と情報共有に努めます。
- 5 ワーキンググループの設置及び運営について、市長は助言を行うことができます。
- 6 ワーキンググループには、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができます。

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(事務局)

第10条 本会に、事務を処理するための事務局を置きます。

- 2 事務局の庶務は、逗子市経営企画部企画課において行います。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この規約は、2019年（令和元年）10月25日から施行します。